

精神保健福祉士養成課程（一般）（短期）共通

指定施設における相談援助業務（実務経験）について

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な相談援助業務の範囲は、「精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 11 号）第 2 条」、「精神保健福祉士法施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成 23 年厚生労働省告示第 277 号）」、「指定施設における業務の範囲等について（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 4 号。最終改正：令和 8 年 7 月 3 日障発 0703 第 1 号）」により定められています。

出願資格および実習免除となる厚生労働省告示による指定施設における相談援助業務（実務経験）の範囲及び対象となる施設は次の通りです。

【注意事項】

実習の免除は入学時に実務経験が 1 年以上必要です。（入学時点で満たす見込可）

実務経験証明書（様式 3）の記入にあたっては、この資料に基づいて記入して下さい。

職種コードが「★その他（02）」に該当する方は、出願書類には実際の職名で記載してください。

「★その他（02）」の方は該当しない可能性及び厚生労働省への個別の報告が必要となるケースがございます。時間がかかる場合がありますので、事前にご相談下さい。

（１）実務経験の範囲

【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成 14 年 5 月 20 日障精発 0520001 号）別添】

＜対象となる職種＞ **精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方。**

1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の（１）から（５）に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね 5 割以上従事することを要件とする。

（１）精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

（２）精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

（３）精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

（４）精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

（５）援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

＜業務従事期間の計算方法＞

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設（事業等）種類・職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

（２）対象となる施設（事業種類）と職種

※いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設(事業)等種類	職種
精神科病院(01)	精神科ソーシャルワーカー(01)・医療ソーシャルワーカー(01)・★その他 (02)
精神保健福祉センター(02)	精神保健福祉相談員(01)・社会福祉士(01)・精神科ソーシャルワーカー(01)・心理判定員(01)・★その他(02)

精神保健福祉士養成課程（一般）（短期）共通

児童福祉法

施設(事業)等種類	職種
障害児通所支援事業を行う施設（児童デイサービスであった期間を含む） 児童発達支援(03) 放課後等デイサービス(04) 居宅訪問型児童発達支援(52) 保育所等訪問支援(53)	相談援助業務に従事する職員(01)・★その他（02）
乳児院(05)	個別対応職員(01)・家庭支援専門相談員(01)・心理療法担当職員(01)・児童指導員(01)・保育士(01)・里親支援専門相談員(01)・★その他（02）
児童養護施設(06)	児童指導員(01)・保育士(01)・個別対応職員(01)・家庭支援専門相談員(01)・心理療法担当職員(01)・職業指導員(01)・自立支援担当職員(01)・里親支援専門相談員(01)・★その他（02）
福祉型障害児入所施設(知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む) (07)	児童指導員(01)・保育士(01)・児童発達支援管理責任者(01)・心理担当職員(01)・職業指導員(01)・★その他（02）
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)(08)	心理療法担当職員(01)・児童指導員(01)・保育士(01)・個別対応職員(01)・家庭支援専門相談員(01)・自立支援担当職員(01)・★その他（02）
児童相談所(09)	児童福祉司(01)・児童心理司(01)・受付相談員(01)・相談員(01)・電話相談員(01)・心理療法担当職員(01)・児童指導員(01)・保育士(01)・個別対応職員(01)・★その他（02）
母子生活支援施設(10)	母子支援員(01)・少年を指導する職員(01)・心理療法担当職員(01)・個別対応職員(01)・保育士(01)・自立支援担当職員(01)・★その他（02）
障害児相談支援事業を行う施設(11)	相談支援専門員(01)・相談支援員(01)・★その他（02）
児童自立支援施設(12)	児童自立支援専門員(01)・児童生活支援員(01)・個別対応職員(01)・家庭支援専門相談員(01)・心理療法担当職員(01)・職業指導員(01)・自立支援担当職員(01)・★その他（02）
児童家庭支援センター(13)	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員(01)・★その他（02）
児童自立生活援助事業を行う施設(56)	相談援助業務を行う指導員(01)・自立支援担当職員(01)・個別対応職員(01)・★その他（02）
里親支援センター(84)	里親制度等普及促進担当者(01)・里親等支援員(01)・里親研修等担当者(01)・市町村連携支援員(01)・障害児里親等支援担当職員(01)・養親等相談支援員(01)・自立支援担当職員(01)・家庭支援専門相談員(01)・心理療法担当職員(01)・★その他（02）
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設(85)	支援コーディネーター(01)・生活相談支援員(01)・就労相談支援員(01)・就労等定着支援員(01)
妊産婦等生活援助事業を行う施設(86)	支援コーディネーター(01)・母子支援員(01)・就労等定着支援員(01)
養育支援訪問事業を行っている事業所(88)	訪問支援者(01)
親子再統合支援事業を行っている事業所(89)	相談援助業務を行っている職員(01)
こども家庭センター(93)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員(01)・統括支援員(01)

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設(事業)等種類	職種
民間あっせん機関(90)	養子縁組あっせん責任者(01)・相談員(01)

子ども・若者育成支援推進法

施設(事業)等種類	職種
子ども・若者総合相談センター(91)	相談援助業務を行っている職員(01)

地域保健法

施設(事業)等種類	職種
保健所(14)・市町村保健センター(15)	精神保健福祉相談員(01)・社会福祉士(01)・精神科ソーシャルワーカー(01)・心理判定員(01)・★その他（02）

医療法

施設(事業)等種類	職種
病院(16)・診療所(17)（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー(01)・医療ソーシャルワーカー(01)・★その他（02）

精神保健福祉士養成課程（一般）（短期）共通

生活保護法

施設(事業)等種類	職種
救護施設(18)・更生施設(19)	生活指導員(01)・★その他 (02)
被保護者就労支援事業を行う事業所(57)	就労支援員(01)
被保護者就労準備支援事業を行う事業所・ 被保護者家計改善支援事業を行う事業所・ 子どもの進路選択支援事業を行う事業所・ 被保護者地域居住支援事業を行う事業所(58)	就労支援員(01)・被保護者就労準備支援担当者(01)・ 家計改善支援員(01)・相談支援に従事する者(01)・居住支援員(01)

生活保護法

施設(事業)等種類	職種
就労支援事業を行う事業所 (78) (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員 (01)
日常生活支援住居施設(83)	生活支援員 (01)・生活支援提供責任者 (01)

地方自治体

施設(事業)等種類	職種
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署(20) 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 (21) 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 (22)	精神保健福祉相談員(01)・社会福祉士(01)・ 精神科ソーシャルワーカー(01)・心理判定員(01)・ ★その他 (02)

生活困窮者自立支援法

施設(事業)等種類	職種
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関(59) 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所(60) 生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所(61)	主任相談支援員(01)・相談支援員(01)・就労支援員(01)・住まい相談支援員(01)・ 家計改善支援員(01)・就労準備支援担当者(01)

社会福祉法

施設(事業)等種類	職種
福祉事務所(23)	査察指導員(01)・身体障害者福祉司(01)・知的障害者福祉司(01)・老人福祉指導主事(01)・ 現業員(01)・家庭児童福祉主事(01)・家庭相談員(01)・面接員に相当する職員(01)・ 女性相談支援員(01)・母子・父子自立支援員(01)・母子・父子自立支援プログラム策定員(01)・ 就業支援専門員(01)・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就 労支援員(01)・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就 労支援事業に従事する就労支援員(01)・★その他 (02)
都道府県社会福祉協議会・ 日常生活自立支援事業(62)	専門員(01)
市町村社会福祉協議会(24)	福祉活動専門員(01)・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに 限る)に従事する職員 (01)・★その他 (02)

知的障害者福祉法

施設(事業)等種類	職種
知的障害者更生相談所(25)	知的障害者福祉司(01)・心理判定員(01)・職能判定員(01)・ ケース・ワーカー(01)・★その他 (02)

法務省設置法

施設(事業)等種類	職種
保護観察所(26)	社会復帰調整官(01)・保護観察官(01)・★その他 (02)

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)等種類	職種
広域障害者職業センター(27)	障害者職業カウンセラー(01)・★その他 (02)
地域障害者職業センター(28)	障害者職業カウンセラー(01)・職場適応援助者(01)・★その他 (02)
障害者就業・生活支援センター(29)	主任職場定着支援担当者(01)・主任就業支援担当者(01)・就業支援担当者(01)・ 生活支援担当職員(01)・★その他 (02)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設(事業)等種類	職種
女性相談支援センター(63)	相談支援員(01)・心理支援員(01)・女性相談支援員(01)
女性自立支援施設(64)	入所者の自立支援を行う職員(01)・心理療法担当職員(01)

刑事収容施設法

施設(事業)等種類	職種
刑事施設(65)	刑務官(01)・法務教官(01)・法務技官 (心理) (01)・福祉専門官(01)

精神保健福祉士養成課程（一般）（短期）共通

少年院法

施設(事業)等種類	職種
少年院(66)	法務教官(01)・法務技官（心理）(01)・福祉専門官(01)

少年鑑別所法

施設(事業)等種類	職種
少年鑑別所(67)	法務教官(01)・法務技官（心理）(01)

高次脳機能障害者支援法

施設(事業)等種類	職種
高次脳機能障害者支援センター(94)	支援コーディネーター(01)・★その他（02）

更生保護事業法

施設(事業)等種類	職種
更生保護施設(30)	補導に当たる職員(01)・福祉職員(01)・薬物専門職員(01)・訪問支援職員(01)・★その他（02）

発達障害者支援法

施設(事業)等種類	職種
発達障害者支援センター(31)	相談支援を担当する職員(01)・就労支援を担当する職員(01)・★その他（02）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

施設(事業)等種類		職種
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設(32) 自立訓練を行う施設（33）	生活支援員(01)・サービス管理責任者(01)・★その他（02）
	就労移行支援を行う施設(34)	職業指導員(01)・生活支援員(01)・就労支援員(01)・サービス管理責任者(01)・★その他（02）
	就労継続支援を行う施設（35）	職業指導員(01)・生活支援員(01)・サービス管理責任者(01)・★その他（02）
	就労定着支援を行う施設（54）	就労定着支援員(01)・サービス管理責任者(01)・相談援助業務に従事する職員(01)・★その他（02）
	自立生活援助を行う施設（55）	地域生活支援員(01)・サービス管理責任者(01)・相談援助業務に従事する職員(01)・★その他（02）
	短期入所を行う施設（36） 重度障害者等包括支援を行う施設（37） 共同生活援助を行う施設（38） （共同生活介護であった期間を含む）	相談援助業務に従事する職員(01)・★その他（02）
	就労選択支援を行う施設（95）	相談援助業務に従事する職員(01)・就労選択支援員(01)・★その他（02）
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設(68)	相談援助業務に従事する職員(01)
	障害者相談支援事業を行っている施設(69)	
	障害児等療育支援事業を行っている施設(70)	
一般相談支援事業を行う施設(39) （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		相談支援専門員(01)・★その他（02）
特定相談支援事業を行う施設(40) （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		相談支援専門員(01)・相談支援員(01)・★その他（02）
障害者支援施設(41)		生活支援員(01)・就労支援員(01)・サービス管理責任者(01)・★その他（02）
地域活動支援センター(42)		指導員(01)・★その他（02）
福祉ホーム(43)		管理人(01)・★その他（02）
基幹相談支援センター(71)		相談援助業務に従事する職員(01)・★その他（02）

介護保険法

施設(事業)等種類	職種
地域包括支援センター(72)	包括的支援事業に係る業務を行う職員（注1）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）（01）・★その他（02）

（注1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。

職業安定法

施設(事業)等種類	職種
公共職業安定所(73)	精神・発達障害者雇用サポーター(01)・障害学生等雇用サポーター(01)

精神保健福祉士養成課程（一般）（短期）共通

その他

施設(事業)等種類	職種
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設(49)	地域体制整備コーディネーター(01)・地域移行推進員(01)・★その他(02)
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設(74)	相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)(01)
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人(75)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者(01)
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人(76)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者(01)
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設(50)	スクールソーシャルワーカー(01)・★その他(02)
就業支援事業を行う施設(ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)(77)	就業相談業務を行う相談員(01)
ひきこもり地域支援センター(79)	ひきこもり支援コーディネーター(01)
地域生活定着支援センター(80)	相談援助業務に従事する職員(01)
ホームレス自立支援事業を行う施設(51)	生活相談指導員(01)・★その他(02)
地域若者サポートステーション(81)	相談援助業務に従事する職員(01)
子ども家庭総合支援拠点(92)	相談援助業務を行っている職員(01)
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設(99)(注意)	精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

(注意) 個別認定にあたって、別途、書類が必要になりますので、事前に余裕をもって本学生涯学習課へ電話でご相談ください。

現在廃止事業の分野

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設(事業)等種類	職種
精神障害者地域生活援助事業を行う施設(44)	世話人(01)・★その他(02)
精神障害者社会復帰施設(45)	精神障害者社会復帰指導員(01)・管理人(01)・★その他(02)
知的障害者援護施設(46)	生活支援員(01)・★その他(02)
児童デイサービス(47)	相談援助業務に従事する職員(01)・★その他(02)

※施設（事業）等種類「その他厚生労働大臣が個別に定めた施設(99)」及び職種「★その他(02)」に関する注意事項

施設（事業）等種類「その他厚生労働大臣が個別に定めた施設(99)」及び職種「★その他(02)」に該当する方は、当該実務経験が指定施設における相談援助業務として認められるか個別に確認します。

様式3-1, 3-2, 3-3において出願資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。また、厚生労働省への個別の確認・報告となる場合は、お時間がかかるため、当該年度の出願受付ができかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。